

令和8年度 京都市立修学院小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校をも引き起こす深刻且つ重大な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものである。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」をこれまで通り以上に徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等の取組の基本的な方向や取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

- ・いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることを、すべての教職員が認識するとともに、学校内外を問わず安心して行動できるよう、いじめが行われなくなるようにする。
- ・全ての児童がいじめを行わないことや、他の児童生徒に対して行われるいじめを見逃すことがないよう、いじめに対する認識を高め、いじめを許さない環境をつくる。
- ・いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することに努める。

2 いじめ対策委員会

ア 構成（緊急対応の場合は、その限りではない）

校長・教頭・副教頭・教務主任・子ども支援主任・各学年子ども支援担当教諭・養護教諭・SC・SSW

イ 役割

- ・未然防止対策、早期発見に向けて
 - …いじめに特化したアンケートの実施・クラスマネジメントシートの活用
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
 - …いじめに発展する可能性のある事案をはじめ、細かな情報交換を実施する。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
 - …いじめ防止やいじめ対策に関わる情報の提供・保護者との連携事案の共有。
- ・重大事態に対する判断と対応。
 - …学校全体で共有し、改善策を検討する。関係・専門機関との連携確認。
誰がどのように関わるかを共通理解し、学校全体でいじめの改善に努める。
- ・関係機関、専門機関との連携強化。

ウ 開催時期

定例委員会は、金曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

エ 児童等・保護者への周知方法等

学校のホームページや学校だより等により公表する。また、入学時・年度の開始時等に、児童等、保護者、学校運営協議会やPTA等に説明し、理解と協力を得るように努めるものとする。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない学習環境づくりを行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して自己の能力を発揮できる学習環境づくりに努める。
- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。

イ 授業改善の充実（「分かる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業づくりを進める。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫し、自分の意見や考えをいきいきと発表する場を確保する。
- ・学年全体で取り組むチーム担任制（4・5・6年）、専門的指導を取り入れた音楽科の専科指導（スクールサポーター）等、さらに、学年内で交換授業を行い児童のやる気を育む授業形態を取り入れる。
- ・朝学習や、放課後補習の時間を活用して、全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・毎月10日を「なかよしの日」と定め、人権をテーマに人を大切にすることを学習を進める。
- ・「学級だより」にいじめや命に係わる内容を掲載する。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して、高まり合える仲間づくりを進める。
- ・運動会や学習発表会をはじめとする学校行事での活動を通して、助け合える仲間づくりを進める。
- ・総合的な学習の時間には、地域素材や人材を活用した体験学習を取り入れる。
- ・非行防止教室の内容を他学年児童に発信し、学級での話題にすることにより、日頃の自分自身を振り返る材料とする。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・5月の憲法月間や12月の人権月間には、各学級から発達段階に応じた人権尊重に関わる取組を交流する。とりわけ、12月の人権強調月間では、「人権尊重」をキーワードとする各学級の取組を全校に発信する。
- ・6年生のリーダーとしての自覚を育むとともに、異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置・取組

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・子ども支援主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「子ども支援委員会」で情報を共有する。
- ・「子ども支援委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「子ども支援委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- ・全教職員は、どんな些細な事案もいじめに繋がるものであるものは、子ども支援主任への連絡とともに、管理職への報告も必ず行う。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・ いじめアンケートを6月、11月に全校実施。また、4～6年生については、クラスマネジメントシートを合わせて活用する。
- ・ 学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・ いじめアンケート実施後に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・ いじめアンケート、クラスマネジメントシートの結果は全校で集約し、生徒指導課に報告する。
- ・ 校内の子ども支援部会にて結果の検証を行う。検証の結果を、管理職や子ども支援部会以外の教職員全体にも報告し、指導の共通理解を図る。
- ・ 必要に応じて、子供や保護者を対象にしたSCやSSWIによる教育相談を実施する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、緊急「子ども支援委員会」で情報を共有し、今後の対応等について共通理解を図る。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会ははじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について共通理解し、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）（予防）

- ・ 学習環境の整備
- ・ 授業改善
- ・ 道徳教育・人権教育の充実
- ・ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・ 児童同士の絆づくり

いじめ（その疑いがあるものを含む。）の情報把握（見逃しのない観察）

- ・ 教職員、児童、保護者、地域、その他の情報から
- ・ アンケート調査等の情報から



組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。（手遅れのない対応）

【いじめ対策委員会で共有】

- ・ まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討

【事実確認】

- ・ 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- ・ いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- ・ 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- ・ 聴き取った内容は、時系列で事実関係を確認・整理して、記録をまとめておく。



管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。（心の通った指導）

『認識の共有化・行動の一元化』

【児童への指導・支援】

- ・ いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- ・ 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- ・ いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- ・ 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- ・ 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- ・ いじめを受けた児童・保護者の意向を十分に尊重し、関係児童、保護者が一同に集まり謝罪をする場をもつ。※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- ・ 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

- ・ 重大事案の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。



いじめの解消まで継続的な指導や支援の実施

(少なくとも以下の2点が満たされるまで支援を継続)

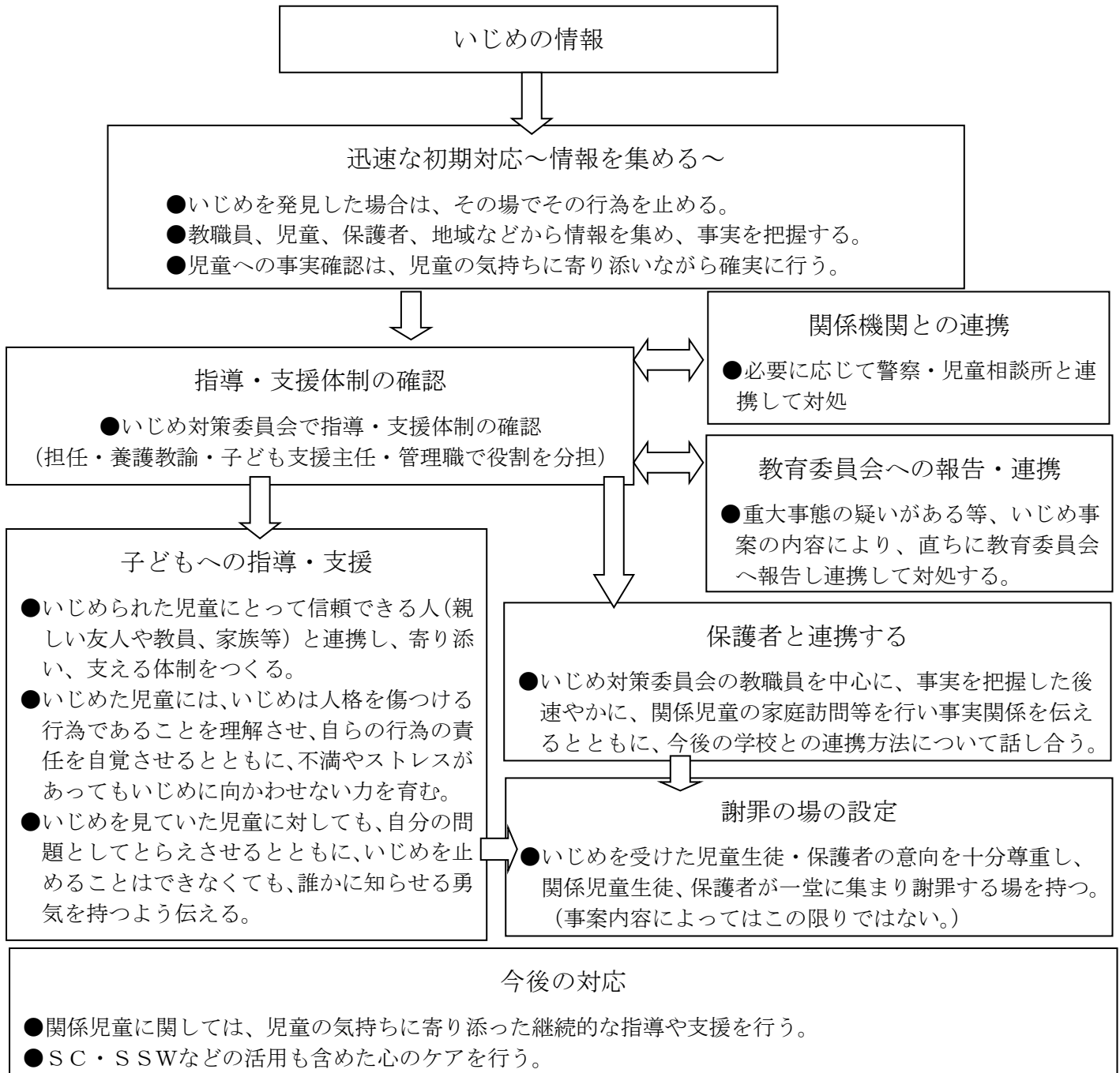
- ① いじめに関係する行為が少なくとも3か月間止んでいること。（救済）
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

※常にSCやSSWと連携し、改善に向け、計画的・継続的に進める。

※いずれの場合も担任は問題行動の内容、指導の経過などについて子ども支援主任に報告する。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



「いじめの解消」まで継続的な指導や支援を実施する

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する

①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること(救済)

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(回復)

※面談などにより確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

・「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

→謝罪とその受入をもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発することのないよう、注意深く観察する。

→「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分に有り得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連に

- ・ ついて児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・ 「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を計画し、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・ 情報モラルに関する授業について、人権部から発信する。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ 学校全体での継続的な指導・支援を行う。
- ・ 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ・ 面談等により確認し、解消判断は個人ではなく、いじめ対策委員会で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

教職員を対象とした「いじめに特化した研修会」を実施し、いじめを許さない細かな人権感覚と、未然防止に関わる取組（実践）等を学習する。

イ 実施時期

- ・ 学校評価アンケートを年2回（7月・12月）行い、結果を分析し、成果と課題を保護者や教職員に周知する。その際、PDCAサイクルでの見直しも行う。

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信

- ・ 修学院小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「修学院小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。

イ 啓発

- ・ 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「修学院小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・ 道徳や人権学習の参観授業への呼びかけを、PTAの協力のもと進める。

ウ 協働の取組

- ・ いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・ 平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。
- ・ SSWの役割を明確にし、アセスメントとプランニングの機会としてケース会議を有効活用するとともに、外部機関との連携を図る。

5 重大事態への対処

- ※ 「いじめに係る重大事態」とは…いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(30日を超える)欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき、及び、児童生徒の生命・心身または財産に関わる事案と認められるとき。

ア 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその

保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

イ 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は法において、

① 命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。

② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときと定義されているが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査する。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、

○事実関係を明確にするための調査。

○必要に応じた適切な保護者への情報提供。

○京都市教育委員会への調査結果の報告。

○調査結果を踏まえた適切な措置。

○同種の事態発生防止に向けた取組の推進（等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

月	対策会議の開催や教職員の資質能力向上の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの確認と共有」 ・子ども支援委員会① ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 ・なかよしの日 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のいじめアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・参観・学級懇談会① ・学級懇談会①の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援委員会② ・子ども支援校内研修会① 「いじめ等、気になる児童の共有」 ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケート・クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・なかよしの日 ・1年生を迎える会 ・生徒指導目標の発表 		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間 ・小中連絡会 ・定期家庭訪問 ・学校運営協議会で説明①
6	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援委員会③ ・いじめ対策委員会③ 「アンケートの結果の共有」① 「クラスマネジメントシートの結果」① 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なかまづくり」のためのたてわり活動 ・なかよしの日 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・第1回クラスマネジメントシートの実施①（4～6年） ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連絡会 ・小中合同教務主任・研究主任連絡会 ・「山の家」保護者説明会（オンライン）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援委員会④ 「年間の取組の見直し①」 ・いじめ対策委員会④ 「教育相談の結果の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・教職員自己評価 ・児童・保護者による学校アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援委員会⑤ ・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導目標の発表 		<ul style="list-style-type: none"> ・小中合同研修 「児童生徒の実態について情報共有と連携」

	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCA サイクル」 ・子ども支援校内研修会② 「4月～7月いじめ事案の経過」 ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCA サイクル」 			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援委員会⑥ ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 ・花背山の家宿泊自然 体験学習（5年） 		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援委員会⑦ ・子ども支援研修会③ ・いじめ対策委員会⑥ ・職員会議 「学校評価の結果の共有」① 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 ・運動会 ・6年修学旅行 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権参観・懇談会 ・6年修学旅行説明会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援委員会⑧ ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケートの結果の共有」② 「クラスマネジメントシートの結果」② 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 ・非行防止教室（5年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・第2回クラスマネジメントシートの実施②（4～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中（生徒・児童）交流会
12	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援委員会⑨ ・いじめ対策委員会⑨ ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCA サイクル」 「教育相談の結果の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 ・学習発表会 ・人権朝会 ・各学年の人権月間の 取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・教職員自己評価 ・児童・保護者による学校アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会② ・人権学習参観④ ・人権月間「学校だより」で啓発②
1	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援委員会⑩ ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援委員会⑪ ・子ども支援研修会④ 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 ・いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果」 「年間通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 ・造形展 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年半日入学保護者説明会で校長から講話 ・参観・学級懇談会④の中で保護者啓発
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCA サイクル」 ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCA サイクルの確認と共有」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	